

平成24年度第2回 国土交通省大阪航空局 入札監視委員会
審 議 概 要

開催日及び場所	平成24年11月7日(水) 大阪航空局会議室	
委員	委員長 稲垣 喬 (弁護士) 委員 増田 達也 (大阪工業大学教授) 委員 竹林 幹雄 (神戸大学大学院教授)	
審議対象期間	平成24年4月1日～平成24年9月30日	
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出事案の審議 ・低入札価格調査に係る状況 ・入札辞退の状況 	
抽出案件	総件数 6件	
工 事	一般競争 (WTO)	該当なし
	一般競争	1件
	工事希望型競争	該当なし
	通常型指名競争	1件
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務等	1件	
役務の提供及び物品の製造等	1件	
地方官署契約分	1件	
委員からの意見・質問、それに対する大阪航空局の回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特に問題無いと判断されるが、各委員の発言を踏まえ、今後の入札、契約手続きについて一層公正かつ透明性をもった実施をお願いしたい。	

意見・質問（委員）	回答（大阪航空局）
<p>【抽出事案の審議】 工事（随意契約） 【広島空港電波高度計乱反射対策工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ CAT3 を設置する時点で電波高度計に乱反射が起ることが想定されていなかったのか。 ○ 反射板が汚れていたりすると、運航に影響があるのか。 <p>地方官署契約分 【知念TACAN調整作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪航空局発注分と地方官署発注分との違いは何か。 ○ 入札申請の結果、1社だけの申請となっているが問題はないか。 ○ 参加資格確認事項で、仕様書の理解に関する確認及び業務執行体制に関する要件とあるが、どのような形で実施しているのか。 ○ TACAN 空中線が損壊したことにより、別にあった TACAN 空中線とすり替えているが、こういうものを廃棄せずに保管しているものなのか。 <p>【入札結果分析の審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査基準価格と入札と現実の価格がとてつもなく乖離しているものがあるが、予定価格はどうやって設定しているのか。また、調査基準価格とどうしてこんなに乖離するものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広島空港の地形が複雑だったということもあり、実際に運航が始まってみないと解らなかった。 ○ 特に表面が汚れているとかでは影響はない。的確な反射面という面だけを確保すればそこで電波が反射するというので、その部分を確実に確保するというので運航の安全に寄与している。 ○ 予定価格において高額なものは大阪航空局で発注し、ある一定金額以下の場合は、地方官署で発注する。 ○ 一般競争において入札参加者が1社しかいなくても入札は有効である。 ○ 入札説明書で条件に関する資料の提出を求めており、必要に応じてヒヤリングも実施している。 ○ 同時期に別の場所で更新工事が行われていたことで、それを転用することが可能かどうか確認したところ、転用できるという判断により、緊急措置として使用した。元々在庫として持っていることはない。 ○ 予定価格については、積算基準等を用いることが定まっているものについては、積算基準等により積算を行っている。また調査基準価格についても、基準により算出方法が決まっており、役務の提供の場合には、予定価格の60%を調査基準価格とすることになっている。

<p>その他 ○1 回目の入札で予定価格を超えていた場合、2 回目の入札に移行する時に入札参加業者にどの程度のことを説明しているのか。</p>	<p>○2 回目の入札に移行した場合には、1 回目の入札金額が予定価格を下回る金額ではなかったということだけしか伝えず、その他の情報は何も伝えていない。</p>
---	--

他の事案の契約方式についての意見・質問等は特になし。